

# 栃木県労働委員会年報

令和 5 (2023) 年版



栃木県労働委員会事務局

# 目 次

## 第1章 労働委員会の運営

- 1 組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 会議等の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 広報・啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

## 第2章 労働組合の資格審査

- 1 労働組合の資格審査概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

## 第3章 不当労働行為事件の審査

- 1 不当労働行為事件の審査概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 不当労働行為事件審査の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

## 第4章 地方公営企業等の労働関係に関する法律

- の規定による認定告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

## 第5章 労働争議の調整

- 1 調整事件（集団的労使紛争）の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 個別労働関係紛争事件の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 3 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

## 第6章 労働相談

- 1 労働相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 2 労働相談会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

## 第1章 労働委員会の運営

### 1 組織

#### (1) 委員

当委員会は、公益委員、労働者委員及び使用者委員の各側5人、計15人で構成されている。  
委員の任期は、2年である。

[第46期 栃木県労働委員会委員（任期：令和5年7月28日～令和7年7月27日）]

#### (公益委員)

氏名	現職	就任年月
会長 橋本賢二郎	弁護士	平28.10
会長代理 安田真道	弁護士	令5.7
川上丈	(元栃木県会計局長)	令元.7
堀真由美	中央大学国際経営学部教授	平30.5
杉田明子	弁護士	平27.7

#### (労働者委員)

氏名	現職	就任年月
吉成剛	日本労働組合総連合会栃木県連合会会長	平27.7
松本敏之	一般社団法人栃木県地方自治研究センター常務理事	令元.7
鈴木正	日本労働組合総連合会栃木県連合会副会長	平29.7
森田了介	UAゼンセン栃木県支部支部長	令5.7
相羽加津美	日本労働組合総連合会栃木県連合会副会長	令5.1

#### (使用者委員)

氏名	現職	就任年月
石塚洋史	一般社団法人栃木県経営者協会専務理事	平17.7
桑川英一	北関東総合警備保障株式会社専務取締役	令元.7
名村史絵	三信電工株式会社代表取締役	令5.7
市川剛久	仙波糖化工業株式会社取締役管理本部長	令3.7
鍋島明子	社会保険労務士法人鍋島事務所所長	令3.7

## (2) あっせん員候補者

令和5年12月31日現在のあっせん員候補者は、次のとおりであり、委員15人（第46期委員）及び事務局職員3人の計18人である。

氏名	職業	履歴	委嘱年月
川上 丈	栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県会計局長	令元. 7
堀 眞由美	中央大学国際経営学部教授 栃木県労働委員会委員（公益委員）	白鷗大学大学院教授	平30. 6
橋本 賢二郎	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	日本弁護士連合会副会長	平28. 11
杉田 明子	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県弁護士会副会長	平27. 7
安田 真道	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県弁護士会会長	令5. 7
松本 敏之	一般社団法人栃木県地方自治研究センター常務理事 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	全日本自治団体労働組合 栃木県本部執行委員長	令元. 7
鈴木 正	日本労働組合総連合会栃木県連合会副会長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	JAM北関東副書記長	平29. 7
森田 了介	UAゼンセン栃木県支部支部長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	UAゼンセン常任中央執行委員	令5. 7
吉成 剛	日本労働組合総連合会栃木県連合会会長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	自動車総連栃木地方協議会議長	平27. 7
相羽 加津美	日本労働組合総連合会栃木県連合会副会長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	情報産業労働組合連合会 栃木県協議会事務局長	令5. 1
石塚 洋史	一般社団法人栃木県経営者協会専務理事 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	株式会社足利銀行矢板支店長兼塩谷支店長	平17. 7
糸川 英一	北関東総合警備保障株式会社専務取締役 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	北関東総合警備保障株式会社常務取締役	令元. 7
名村 史絵	三信電工株式会社代表取締役 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	三信電工株式会社取締役副社長	令5. 7
市川 剛久	仙波糖化工業株式会社取締役管理本部長 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	仙波糖化工業株式会社取締役総務部長	令3. 7
鍋島 明子	社会保険労務士法人鍋島事務所所長 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	社会保険労務士法人鍋島事務所社員	令3. 7
桐 渕 ゆか	栃木県労働委員会事務局長	栃木県保健福祉部参事兼中央児童相談所長	令4. 4
野口 善幸	栃木県労働委員会事務局審査調整課長	栃木県経営管理部文書学事課情報公開推進室長	令4. 4
篠崎 正康	栃木県労働委員会事務局審査調整課長補佐（総括）（審査調整担当）	栃木県産業労働観光部国際課長補佐（旅券担当）	令4. 4

(3) 事務局組織

事務局長 — 審査調整課長 — 審査調整課長補佐 — 副主幹(2)—主査(1) —主任・主事(3)  
(総括) (審査調整担当)

2 会議等の開催状況

(1) 総会

回数	開催年月日	主 な 議 題
1494	5. 1. 12	(審議事項) 1 あっせん員候補者の委嘱 (報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和3年栃労委(不)第2号事件 (2) 令和4年栃労委(不)第2号事件 2 個別労働関係紛争のあっせん関係 (1) 令和4年(個)第5号紛争 (2) 令和4年(個)第6号紛争 (3) 令和5年(個)第1号紛争 (4) 令和5年(個)第2号紛争
1495	5. 2. 2	(報告事項) 1 第690回公益委員会議の結果報告 2 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和3年栃労委(不)第2号事件 (2) 令和4年栃労委(不)第2号事件 (3) 令和5年栃労委(不)第1号事件 3 個別労働関係紛争のあっせん関係 (1) 令和4年(個)第6号紛争 (2) 令和5年(個)第1号紛争 (3) 令和5年(個)第2号紛争
1496	5. 3. 2	(審議事項) 1 栃木県個人情報保護条例施行規程の廃止、個人情報の保護に関する法律施行規程の制定等 (報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和3年栃労委(不)第2号事件 (2) 令和4年栃労委(不)第2号事件 (3) 令和5年栃労委(不)第1号事件 (4) 平成30年栃労委(不)第3号事件 2 個別労働関係紛争のあっせん関係 (1) 令和5年(個)第1号紛争 3 令和5年度労働委員会関係予算(案) 4 第77回全国労働委員会連絡協議会総会に係る結果

1497	5. 4. 6	(審議事項) 1 審査・調整業務へのウェブ会議の導入 (報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和5年栃労委(不)第1号事件 2 個別労働関係紛争のあっせん関係 (1) 令和5年(個)第3号紛争 3 争議行為予告通知
1498	5. 5. 18	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和5年栃労委(不)第1号事件 2 労働争議のあっせん関係 (1) 令和5年第1号争議 (2) 令和5年第2号争議 3 個別労働関係紛争のあっせん関係 (1) 令和5年(個)第3号紛争 4 第150回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会及び第89回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の結果
1499	5. 6. 15	(報告事項) 1 第691回公益委員会議の結果報告 2 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和5年栃労委(不)第1号事件 3 労働争議のあっせん関係 (1) 令和5年第1号争議 (2) 令和5年第2号争議 4 個別労働関係紛争のあっせん関係 (1) 令和5年(個)第3号紛争 (2) 令和5年(個)第4号紛争 (3) 令和5年(個)第5号紛争 5 争議行為予告通知 6 「個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間」の実施計画 7 令和5年度全国労働委員会会長連絡会議の結果 8 協賛名義の使用許可
1500	5. 7. 6	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和5年栃労委(不)第1号事件 2 労働争議のあっせん関係 (1) 令和5年第1号争議 (2) 令和5年第2号争議 3 個別労働関係紛争のあっせん関係 (1) 令和5年(個)第4号紛争 (2) 令和5年(個)第5号紛争 4 争議行為予告通知
1501	5. 7. 28	(審議事項) 1 会長及び会長代理の選挙 2 総会議事録の承認方法 3 あっせん員候補者の委嘱

1502	5. 8. 3	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和5年栃労委(不)第1号事件 2 労働争議のあっせん関係 (1) 令和5年第2号争議 3 後援名義の使用承認
1503	5. 9. 14	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和5年栃労委(不)第1号事件 2 労働争議のあっせん関係 (1) 令和5年第2号争議
1504	5. 10. 5	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和3年栃労委(不)第2号事件に係る初審命令の履行確認の結果及び対応 2 労働争議のあっせん関係 (1) 令和5年第2号争議 3 第151回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会等の結果
1505	5. 11. 2	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和5年栃労委(不)第2号事件 2 労働争議のあっせん関係 (1) 令和5年第2号争議 3 争議行為予告通知 4 労働相談会の結果報告
1506	5. 12. 7	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 令和5年栃労委(不)第2号事件 2 個別労働関係紛争のあっせん関係 (1) 令和5年(個)第6号紛争 3 争議行為予告通知 4 令和5年度「個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間」の実施結果概要 5 第78回全国労働委員会連絡協議会総会の結果

(2) 公益委員会議

回数	開催年月日	議 題
690	5. 1. 12	(審議事項) ・ 栃労委令和3年(不)第2号事件に係る参与委員の意見聴取 ・ 栃労委令和3年(不)第2号事件に係る労働組合の資格審査 ・ 栃労委令和3年(不)第2号事件に係る第1回合議
691	5. 6. 2	(審議事項) ・ 労働委員会委員推薦のための資格審査

(3) 各種連絡会議等（委員関係のみ）

ア 第78回全国労働委員会連絡協議会総会

期 日 令和5年11月9日～10日

場 所 東京大学 安田講堂

講 演 フリーランスに対する法政策：労働法・独禁法・フリーランス法と労働委員会

講師 前中央労働委員会会長代理 荒木 尚志 氏

議 題 1 個別あっせんにおける工夫・配慮、スキル向上の取組について

（九州ブロック公労使提案）

2 労働基準法と密接に関連すると思われる調整事件の取扱いについて

（中部ブロック公労使提案）

3 労働組合法第18条に基づく労働協約の地域的拡張適用について（中労委提案）

イ 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

（ア）第150回

期 日 令和5年5月11日～12日

場 所 ホテルブリランテ武蔵野

議 題 1 外国人労働者の労働相談及びあっせん申請について（山梨県労働委員会提案）

2 派遣先企業を被申請者とするあっせんについて（埼玉県労働委員会提案）

（イ）第151回

期 日 令和5年9月11日～12日

場 所 アーバンヴィラ古名屋ホテル

議 題 1 不当労働行為審査の手続における職権主義と当事者主義

（神奈川県労働委員会提案）

2 副業・兼業に関する諸問題について【講演】（山梨県労働委員会提案）

ウ 関東ブロック労働委員会会長連絡会議

期 日 令和5年9月12日

場 所 アーバンヴィラ古名屋ホテル

議 題 各労働委員会は現在どのような課題に直面しているのか。また、その課題についてどのように対応しているのか。（山梨県労働委員会提案）

(4) 委員研究会（委員の資質向上のための取組）

第1回：講演会

期 日 令和5年2月2日

場 所 労働委員会会議室（講師はウェブ会議システムにより講演）

演 題 「パワハラ防止義務」の法定化について - その他法改正の動向とともに -

講 師 慶應義塾大学法務研究科教授 元中央労働委員会公益委員 森戸 英幸 氏

第2回：講演会

期 日 令和5年9月14日

場 所 県公館（中会議室）

演 題 栃木県労働委員会と関わった29年を振り返って



講 師 前栃木県労働委員会会長 白井 裕己 氏

(5) 労働相談会（個別労働関係紛争処理制度周知月間における活動）

（大田原会場）

期 日 令和5年10月1日（日）

場 所 トコトコ大田原（3階視聴覚室）

（宇都宮会場）

期 日 令和5年10月14日（土）

場 所 イトーヨーカドー宇都宮店（2階宇大側エレベーター前）

※ 両会場とも日本司法支援センター法テラス栃木と合同開催

### 3 広報・啓発活動

(1) 個別労働関係紛争処理制度周知月間（10月）の周知・広報

- ア 路線バスの車内広告（令和5年9月17日～30日大田原市内）及び車体前面のフロントグリル幕掲出（令和5年10月3日～16日宇都宮市内）
- イ 大田原市営バスの車体前面のフロントグリル幕掲出（令和5年9月10日～30日）
- ウ 県政ラジオ番組（AM）「県政ナビ」に出演（9月23日放送）
- エ 県立図書館との連携事業として関連図書の展示（令和5年9月29日～10月25日）
- オ 市町図書館との連携事業として関連図書の展示等（5市町9図書館）

(2) 労働相談会の周知活動

- ア チラシ配布
- イ 新聞、フリーペーパー、タウン情報誌及び市町広報紙への掲載
- ウ 県政テレビ番組及びラジオ番組での周知
- エ 県メールマガジンへの掲載
- オ 県LINE、ツイッターでの情報発信

(3) 相談内容別チラシの作成・配布

「従業員を有期雇用する場合のお約束」を作成し、相談件数の多い業種を中心に配布

(4) 労働委員会制度の認知度向上

- ア とちぎテレビでの放映（9月議会テレビ中継における休憩時間）
- イ JR宇都宮駅西口ペDESTリアンデッキ横断幕掲示（令和5年10月17日～31日）
- ウ 各商工団体の会員へのチラシ配布依頼
- エ 包括連携協定企業の関係企業等へのチラシ配布依頼
- オ 各関係機関のメールマガジン、ホームページ、会報等への掲載依頼

## 第2章 労働組合の資格審査

### 1 概要

本年の取扱件数は、前年からの繰越しが2件、新規係属が2件であった。

これを係属事由別にみると、不当労働行為救済申立てに係るものが3件、労働者委員推薦に係るものが1件であり、いずれも本年中に終了した。

#### (1) 資格審査状況

番号	組合員数	係属事由	係属年月日	終了年月日	終了状況	処理日数
594	70	不当労働行為救済申立て	3.11.24	5.1.12	適合	415
596	70	不当労働行為救済申立て	4.5.2	5.2.28	打切り	303
598	51	不当労働行為救済申立て	5.1.16	5.9.1	打切り	229
599	215	労働者委員推薦	5.5.12	5.6.2	適合	22

#### (2) 年次別労働組合資格審査件数調（過去10年）

区分 年次	県内の労組法適用		前年繰越し	新規係属	計	新規係属事由別件数				取下げ・打切り	審査結果		最終件数	補正勧告	未最終繰越し
	組合数	組合員数				委員推薦	救済申立	法人登記	その他		適合	不適合			
26	593	112,899	2	2	4		1	1		1	1	2		2	
27	587	121,372	2	2	4	2					2	2		2	
28	593	122,599	2		2						2	2			
29	594	124,187		1	1	1					1	1			
30	596	126,340		3	3		2	1		1		1		2	
元	577	124,389	2	3	5	2	1			1	3	4		1	
2	566	123,973	1	1	2		1			2		2			
3	563	123,415		3	3	1	2				1	1		2	
4	564	122,715	2	3	5	1	2			2	1	3		2	
5	556	118,974	2	2	4	1	1			2	2				
計	—	—	—	20	—	8	10	2		9	13	18		—	

### 第3章 不当労働行為事件の審査

#### 1 概要

前年から繰り越された2件を取り扱い、2件とも本年中に終結した。また、新規申立てによる2件を取り扱い、1件が和解により終結し、1件が次年に繰越しとなった。

##### (1) 不当労働行為事件取扱一覧表

整理番号	事件名	申立日	終結日	処理日数	終結区分
1	栃労委令和3年(不)第2号事件	3.11.8	5.1.30	449	一部救済
2	栃労委令和4年(不)第2号事件	4.5.2	5.2.28	303	関与和解
3	栃労委令和5年(不)第1号事件	5.1.16	5.9.1	229	関与和解
4	栃労委令和5年(不)第2号事件	5.11.2	係属中	—	—

※ 当委員会の審査期間の目標は、1年3月としている。

##### (2) 年次別不当労働行為事件取扱件数調(過去10年)

区分 年次	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	新規申立ての理由別分類								和 解	取 下 げ	却 下	命 令		終 結	未 終 結 繰 越 し
				1 号	2 号	3 号	1 2 2 3 号	1 3 号	1 3 4 号	1 2 3 4 号	2 3 号				救 済	棄 却		
26	2	1	3	1								1					1	2
27	2		2															2
28	2		2												1	1	2	
29																		
30		3	3	1	1			1										3
元	3	2	5			1		1				1			1	1	3	2
2	2	1	3		1							2		1			3	
3		2	2		2													2
4	2	2	4		2							1	1				2	2
5	2	2	4		2							2			1		3	1
計	—	13	—	2	8		1	2				7	1	1	3	2	14	—

※ 「救済」は一部救済を含み、「棄却」は一部棄却・一部却下を含む。

## (3) 年次別不当労働行為事件平均処理日数調 (過去10年)

区分 年次	終結事件		命 令						却 下		和 解		取 下 げ	
	件数	平均 処理 日数	計		救 済		棄 却		件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数
			件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数						
26	1	371									1	371		
27														
28	2	928	2	928	1	1,240	1	616						
29														
30														
元	3	493	2	498	1	388	1	607			1	483		
2	3	249							1	290	2	228		
3														
4	2	271									1	259	1	282
5	3	327	1	449	1	449					2	266		
計	14	440	5	625	3	693	2	612	1	290	7	322	1	282

## (4) 年次別不当労働行為事件産業別取扱件数調 (過去10年新規申立て分)

区分 年次	運 輸 通 信 業	製 造 業	サ ー ビ ス 業	卸 小 売 業	鉱 業	金 融 保 険 業	建 設 業	電 気 ガ ス 水 道 業	公 務	そ の 他	計
26				1							1
27											
28											
29											
30				1	1					1	3
元				1						1	2
2										1	1
3		1								1	2
4	1						1				2
5				1				1			2
計	1	1		4	1		1	1		4	13

## (5) 再審査の申立状況

初 審 事 件 名	初 審 の 命 令 要 旨	再 審 査 申 立 年 月 日	再 審 査 申 立 人	再 審 査 被 申 立 人	終 結 年 月 日	終 結 事 由
栃 労 委 平成 30 年(不)第 3号事件	会社らが行った申立人への作業命令、懲戒処分及び解雇はいずれも不合理なものとはいえず、労働組合への嫌悪の意思に基づくものともいえないなどとして、申立てを一部却下・一部棄却した。	元. 12. 26	X (個人)	Y 1 (会社) Y 2 (会社)	5. 2. 13	和解

## (6) 初審の救済命令の確定後の状況

事件番号	初 審 命 令 確定年月日	履行勧告(※1) 年 月 日	裁 判 所 へ の 通知(※2) 年 月 日	備 考
栃 労 委 令和 3 年 (不)第 2 号 事 件	5. 1. 30	—	—	<p>命令書の交付後に団体交渉が行われ、「社会保険等の未加入問題」については、両当事者の主張が平行線となったものの、組合から会社に対する不誠実団交だとの主張はない。</p> <p>また、「時間外労働賃金等の支払い」については、同年1月11日に会社が組合に一定の金額を支払い、その後の団体交渉の議題になっていない。</p> <p>組合は今後の団体交渉は求めないとしており、こうした状況を踏まえ、裁判所への通知を行わない旨決定した。</p>

※1 事務処理要領に基づく命令履行の勧告

※2 確定した救済命令に従わない旨の通知

## 2 不当労働行為事件審査の経過

### (1) 栃労委令和3年（不）第2号事件

申立人	X（組合）			申立時の組合員数	約70名	
被申立人	Y			申立時の従業員数	16名	
申立概要	<p>Aは、平成25年6月頃に合成樹脂の成形及び加工を営むYに就職し、勤務していたが、令和3年6月23日、Yから即日解雇の通告を受けた。</p> <p>その後、AはXに加入し、XはYに対し、Aに係る上記解雇、社会保険等の未加入及び時間外労働賃金等の未払いに関して、書面及び口頭で数回にわたり団体交渉の実施を求めたが、Yは、団体交渉を実施しなかった。</p> <p>Xは、上記団体交渉の拒否が労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして救済申立てを行った。</p>					
	7条該当号	2				
請求内容	・団交応諾					
担当委員	公	橋本	労	鈴木	使 市川	
審査状況	3.11.8	不当労働行為救済申立て				
	3.12.14、12.27	職員調査（申立人、被申立人）				
	4.2.8～10.12	第1～第7回委員調査				
	4.11.10、11.11	最後陳述書提出				
	5.1.12	参与委員意見陳述、第1回合議				
	5.1.30	命令書交付				
	調査回数	9	審問回数	—	和解協議回数	—
終結区分	一部救済			処理日数	449	

## (1) 栃労委令和4年(不)第2号事件

申立人	X(組合)			申立時の 組合員数	約70名	
被申立人	Y			申立時の 従業員数	0名	
申 立 概 要	<p>Aは、令和2年10月頃に、電気工事業を営むYに就職し、勤務していたが、令和3年8月以降の賃金をYから一方的に引き下げられた。  また、Yには、Aに対する時間外労働賃金や休業手当の未払がある。  令和4年2月20日、Xは、Yに対し、AのXへの加入を通知するとともに、Aに対する一方的な賃金引下げ等に関する点を協議するため、団体交渉を行うことを書面で申し入れた。  同月24日に団体交渉が実施されたが、これ以降、Yは、団体交渉に応じていない。  一方で、Yは、同月28日付け文書で、同年3月31日をもってAを解雇することを通知した。  Xは、上記Yの対応が労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして救済申立てを行った。</p>					
	7条該当号	2				
請求内容	・団交応諾					
担当委員	公	杉田	労	桂(～4.11.30) 小松(4.12.1～)	使 石塚	
審 査 状 況	4.5.2	不当労働行為救済申立て				
	4.6.16、6.23	職員調査(申立人、被申立人)				
	4.7.28 ～5.1.26	第1～第5回委員調査				
	5.1.26	第1回和解協議、和解成立				
	5.2.28	取下げ				
	調査回数	5	審問回数	—	和解協議 回数	1
終結区分	関与和解			処 理 日 数	303	

## (3) 栃労委令和5年(不)第1号事件

申立人	X(組合)			申立時の組合員数	51名	
被申立人	Y			申立時の従業員数	約600名	
申立概要	<p>Xは、Yに対して、令和3年11月12日付けで、組合員Aが申立人組合に加入した旨及びAの労働条件等を議題とする団体交渉を申し入れる旨を記載した書面を送付した。</p> <p>同年12月24日に第1回団体交渉が実施された。Xから、Aの賃金減額の経緯、賃金体系の変更等について質問があり、令和4年1月28日にYから回答があったが、従前の給与規程が開示されないなど、質問事項について不明なままであった。</p> <p>以降数回にわたって団体交渉が行われたが、賃金体系の変更の理由やその方法に関する具体的な説明はなされなかった。</p> <p>Xは、こうしたYの団体交渉における対応が労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして、救済申立てを行った。</p>					
	7条該当号	2				
請求内容	・誠実な団体交渉の実施					
担当委員	公	白井	労	松本	使 鍋島	
審査状況	5.1.16	不当労働行為救済申立て				
	5.3.1、3.13	職員調査(申立人、被申立人)				
	5.4.19	第1回委員調査				
	5.5.31~7.12	第1~第3回和解協議				
	5.7.12	和解成立				
	5.9.1	取下げ				
	調査回数	3	審問回数		和解協議回数	3
終結区分	関与和解			処理日数	229	



## (4) 栃労委令和5年(不)第2号事件

申立人	X(組合)			申立時の組合員数	約70名
被申立人	Y			申立時の従業員数	約10名
申立概要	<p>Yは、組合員Aが車両を破損し、また、工場内の商品を紛失したとして、その賠償金として一方的に組合員Aの賃金から控除した。また、Yは、令和5(2023)年8月に組合員Aに対し、仕事が少ないため連絡があるまで休業するようにとの指示をした。</p> <p>Xは、Yに対して、同年9月4日付けで組合員AがXに加入した旨及び組合員Aへの休業手当の支払等を議題とする団体交渉を申し入れる旨を記載した書面を送付した。</p> <p>同月19日、受取人であるYが郵便局に保管されていた書面を受け取りに行かなかったため、Xに返却された。翌日Xは、組合員AとともにYの事務所を訪問したものの留守であったため、書面の写しをその郵便受けに入れた。同月26日、YがXの事務所を訪れたが、留守であった。また、Yは、Xからの電話に出ない状態が続いていた。</p> <p>その後、Xは、2回にわたってYの事務所を訪れ、団体交渉を申し入れる書面をその事務員に渡し、YからXに連絡をしてもらいたい旨を伝えたが、連絡はなかった。</p> <p>Xは、こうしたYの対応が労働組合法第7条第2号の不当労働行為である団体交渉の拒否に該当するとして、救済の申立てをした。</p>				
	7条該当号	2			
請求内容	・団交応諾				
担当委員	公	安田	労	森田	使 桑川
審査状況	5.11.2	不当労働行為救済申立て			
	5.12.15	職員調査(被申立人)			
		調査回数		審問回数	
終結区分				処理日数	

#### 第4章 地方公営企業等の労働関係に関する法律の規定による認定告示

地方公営企業等の職員のうち、非組合員とすべき者の範囲については、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定により、労働委員会が認定して告示することになっているが、本年中に行った認定告示はなかった。

## 第5章 労働争議の調整

### 1 調整事件（集団的労使紛争）の概要

本年の取扱件数は新規受付の3件で、組合からのあっせん申請となっている。

そのうち、1件は打ち切り、1件は取下げで終結し、1件は繰越しになった。

#### (1) 年次別取扱状況

区分		年	元	2	3	4	5
取扱件数	前年からの繰越し						
	新規申請		2	2	1		3
	合計		2	2	1		3
	うち使用者申請件数			1			
終結区分別件数	終結	解決		1	1		
		取下げ		1			1
		打ち切り（不調）			1		1
		不開始		1			
		合計		2	2	1	
	翌年に繰越し						1

#### (2) 年次別の新規取扱事件の産業別取扱状況

大分類	年	元	2	3	4	5
農業、林業						
漁業						
鉱業、採石業、砂利採取業						
建設業						1
製造業						
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業						
運輸業、郵便業						
卸売業、小売業		1				
金融業、保険業						
不動産業、物品賃貸業						
学術研究、専門・技術サービス業						
宿泊業、飲食サービス業			2			
生活関連サービス業、娯楽業						
教育、学習支援業				1		
医療、福祉						1
複合サービス事業						1
サービス業(他に分類されないもの)		1				
公務(他に分類されるものを除く)						
分類不能の産業						
合計		2	2	1		3

## (3) 新規取扱事件の企業規模（従業員数）別取扱状況

企業規模	年	元	2	3	4	5
50人未満			2			1
50～100人未満		1		1		1
100～200人未満						
200～300人未満						
300人以上						1
未調査		1				
合計		2	2	1		3

## (4) 終結事件の延べ調整事項別取扱状況

調整事項	年	元	2	3	4	5
組合承認・組合活動		2				
協約締結・全面改定						
協約効力・解釈						
賃金			1	2		4
一時金						1
その他賃金に関する こと			1	2		1
退職一時金・年金						1
解雇手当・休業手当						1
給与以外						
経営又は人事		5	1			1
解雇・雇止め		2	1			1
その他経営人事に関 すること		3				
福利厚生						
団交促進		1	1			
事前協議制						
その他			2			1
合計		8	5	2		6

※ 点線内の数字は、内数である。

※ 本年版から国への報告との整合性をとり、調整事項の区分変更を行ったため、令和元年まで遡及して再集計した。

## (5) あっせん員を指名した事件における当該指名から終結までの処理日数

処理日数	年	元	2	3	4	5
10日以内						
11～20日			1			
21～30日						
31～40日						
41～50日						
51～60日			1			1
61～70日						
71～80日						
81日以上				1		1
合計			2	1		2
総処理日数		—	69	184	—	197
平均日数		—	34	184	—	98

## (6) 事件一覧

番号	事件番号	あっせん事項	申請者	申請年月日	終結区分	あっせん回数	処理日数	調整員
				あっせん員 指名年月日				
1	令和5年 第1号 あっせん	・懲戒処分をしないこと 〔その他〕	労	5.4.6	打切り	2	57	川上(丈) 鈴木 市川 桐渕
				5.5.8				
				5.7.3				
2	令和5年 第2号 あっせん	・解雇の撤回 〔解雇・雇止め〕 ・賃金及び賞与の支払い 〔その他賃金に関すること〕 〔一時金〕 ・解決金の支払い 〔退職一時金・年金〕 〔解雇手当・休業手当〕	労	5.4.27	取下げ	2	140	橋本 小松 (相羽) 石塚 野口
				5.6.1 (5.7.10)				
				5.10.18				
3	令和5年 第3号 あっせん	・懲戒処分をしないこと	労	5.12.8	繰越し	—	—	—

※ 処理日数は、あっせん員を指名した日から終結日までの日数

## (7) 事件の概要 (集団)

## ア 令和5年第1号あっせん

申請者	労働組合	組合員数 (関係組合員数)	21名 (1名)
業種	医療、福祉	従業員数	495名
調整事項	・懲戒処分をしないこと		
申請までの経過	組合員Xの職場の懲戒委員会において、組合員に対する譴責処分が決定したため、組合と使用者が事務折衝を2回実施し、労使の合意なしでは処分通知は出さないとの点では合意をしたが、お互いの主張が対立したため、組合が栃木県労働委員会にあっせんに申請した。		
当事者の主張	<p>(組合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員の処分対象とされた行為はやむを得ないことであるため、譴責処分をしないことを求める。また同様の行為を行った他の職員との平等な取扱いをしてほしい。</li> </ul> <p>(使用者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入職時に、処分の対象となる行為については周知している。譴責処分を受け入れてほしい。</li> </ul>		
調整状況	5.4.6	申請	
	5.5.8	あっせん員指名	
	5.5.25	第1回あっせん	
	5.7.3	第2回あっせん	
調整結果	2回のあっせんにわたり、あっせん員が労使双方を説得したが、処分の対象となった行為に対する根本的な認識が双方で大きく異なり、主張の隔たりが顕著であり、あっせんによっては争議解決の見込みがないと認められたため、あっせんは打ち切りとなった。		
終結区分	打ち切り	処理日数	57

イ 令和5年第2号あっせん

申請者	労働組合	組合員数 (関係組合員数)	762名 (1名)
業種	建設業	従業員数	14名
調整事項	・解雇の撤回並びに賃金及び賞与の支払い又は解決金の支払い		
申請までの経過	組合員が、勤務不良等を理由に使用者から解雇された。組合は、撤回等を求めて団体交渉を実施したが、双方の意見が対立したため、組合が栃木県労働委員会にあっせんに申請した。		
当事者の主張	<p>(組合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解雇の撤回並びに賃金及び賞与（2022年冬以降）の支払又は解決金の支払を求める。</li> </ul> <p>(使用者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解雇は有効であり、当該解雇後の賃金及び賞与は発生しない。解決金として退職金の提案を一度行ったが、全て撤回する。</li> </ul>		
調整状況	5. 4. 27	申請	
	5. 6. 1	あっせん員指名	
	5. 6. 26	第1回あっせん	
	5. 7. 10	あっせん員指名（小松→相羽）	
	5. 8. 21	第2回あっせん	
	5. 10. 18	取下げ	
調整結果	あっせんにより、解決金による解決及び和解に向けて合意の兆しが見られたが、途中から組合が労災保険の認定結果に応じて解決の方向を決めることとしたため、期間を空けて再度あっせんを行うこととした。しかし、長期間労災保険の認定結果が出ない中、具体的に内容を決定することが困難となり、申請が取り下げられた。		
終結区分	取下げ	処理日数	140

ウ 令和5年第3号あっせん

申請者	労働組合	組合員数 (関係組合員数)	59名 (2名)
業種	複合サービス事業	従業員数	90名
調整事項	・懲戒処分をしないこと		
申請までの経過	使用者が、組合員に対する解雇を撤回し、復職に向けて組合と使用者が協議していた期間中に、使用者は組合員に出勤命令を出した。組合員は協議期間中として出勤しなかったため、使用者は無断欠勤として懲戒処分を行う意思を示し、団体交渉を行ったがお互いの主張が平行線であるため、組合が栃木県労働委員会にあっせんで申請した。		
当事者の主張	<p>(組合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場復帰に際して、職場環境を整備する必要があるため、使用者の職員や取引先に対する解雇撤回の経過についての周知並びに賃金及び労働条件、地位、業務等について確認するために協議していた期間であり、無断欠勤とはいえない。</li> </ul> <p>(使用者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解雇を撤回して出勤を命じたにも関わらず、組合員が従わなかったため、この期間は無断欠勤である。無断欠勤については、懲戒委員会にかけて処分する考えである。</li> </ul>		
調整状況	5.12.8	申請	
調整結果			
終結区分		処理日数	



## 2 個別労働関係紛争事件の概要

前年からの繰越しは1件、新規申請は9件で、全て労働者からの申請だった。

そのうち、3件は解決、1件は取下げ、2件は打切り、3件は不開始で終結し、1件は繰越しになった。

### (1) 年次別取扱状況

区分		年	元	2	3	4	5
取扱件数	前年からの繰越し				2		1
	新規申請		3	4	2	6	9
	合 計		3	4	4	6	10
		うち使用者申請件数					
終結区分別件数	終結	解決	1	1	2	2	3
		取下げ					1
		打切り（不調）					2
		不開始	2	1	2	3	3
		合 計	3	2	4	5	9
	翌年に繰越し			2		1	1

### (2) 年次別の新規取扱事件の産業別取扱状況

大分類	年	元	2	3	4	5
農業、林業						
漁業						
鉱業、採石業、砂利採取業						
建設業						
製造業		1	1		1	1
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業						
運輸業、郵便業					1	
卸売業、小売業			1			
金融業、保険業		1				
不動産業、物品賃貸業						
学術研究、専門・技術サービス業					1	
宿泊業、飲食サービス業						1
生活関連サービス業、娯楽業						2
教育、学習支援業				1		
医療、福祉			1	1	2	4
複合サービス事業						
サービス業(他に分類されないもの)		1	1		1	1
公務(他に分類されるものを除く)						
分類不能の産業						
合 計		3	4	2	6	9

## (3) 新規取扱事件の企業規模別（従業員数）取扱状況

企業規模	年	元	2	3	4	5
9人未満		1			1	5
9～50人未満			2	1	4	3
50～100人未満		1				
100～300人未満			1			1
300～500人未満					1	
500人以上		1	1	1		
未調査						
合計		3	4	2	6	9

※ 令和4年版から国への報告との整合性をとり、区分変更を行った。

## (4) 終結事件の延べ調整事項別取扱状況

調整事項	年	元	2	3	4	5
経営又は人事		2	2	2	1	4
普通解雇		1	1		1	1
退職強要		1				
解雇以外の懲戒処分						1
退職			1	2		2
賃金等			3	3	1	10
賃金未払			2	1	1	6
一時金			1	1		
退職一時金				1		1
休業手当						1
その他賃金						2
労働条件等			2	3		8
労働契約				1		
休日・休暇			1	1		
年次有給休暇				1		3
時間外労働						2
安全・衛生			1			
その他の労働条件等						3
職場の人間関係		2	2	1	4	4
パワハラ・嫌がらせ		2	2	1	4	4
その他			1			
合計		4	10	9	6	26

※ 点線内の数字は、内数である。

※ 令和4年版から国への報告との整合性をとり、区分変更を行った。

## (5) あっせん員を指名した事件における当該指名から終結までの処理日数

処理日数	年	元	2	3	4	5
10日以内						1
11～20日			1	1	1	
21～30日		1			1	5
31～40日				1		
41～50日						
51～60日						
61～70日						
71～80日						
81日以上						
合計		1	1	2	2	6
総処理日数		29	19	53	40	119
平均日数		29	19	26	20	19

## (6) 事件一覧

番号	事件番号 【業種】	あっせん事項	申請者	申請年月日	終結区分	あっせん回数	処理日数	あっせん員
				あっせん員 指名年月日				
1	令和4年 (個) 第6号 あっせん  【学術研究、専門・ 技術サービス業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめられたことに対する謝罪 〔パワハラ・嫌がらせ〕</li> <li>・退職金、退職慰労金、残業代の請求及び慰謝料の請求 〔退職一時金〕〔賃金未払〕</li> </ul>	労	4.11.16	打切り	1	25	白井 松本 川上(裕) 篠崎
				4.12.26				
				5.1.19				
<p>〔いじめに対する謝罪及び外国出張時における業務時間外労働における未払残業代等の支払を求めた事案〕</p> <p>あっせん員は、いじめについて労使双方の事実認識に大きな隔たりがあり、被申請者が金銭の支払には一切応じられないと主張したため、あっせンを打切りとした。</p>								
2	令和5年 (個) 第1号 あっせん  【医療、福祉】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解雇の撤回、継続勤務 〔普通解雇〕</li> <li>・未払賃金の請求 〔賃金未払〕</li> </ul>	労	5.1.5	打切り	1	9	白井 小松 糸川 桐淵
				5.2.1				
				5.2.9				
<p>〔解雇の撤回及び継続勤務の希望並びに未払賃金の支払を求めた事案〕</p> <p>あっせん員は、金額を含め労使双方の主張に大きな隔たりがあることから、解雇撤回に絞って話し合いを進め、被申請者の状況や主張を聞き取り、調整を行ったが、被申請者の譲歩が望めない以上、あっせんによる解決の見込みがないと判断し、あっせンを打切りとした。</p>								

番号	事件番号 【業種】	あっせん事項	申請者	申請年月日	終結区分	あっせん回数	処理日数	あっせん員
				あっせん員 指名年月日				
3	令和5年 (個) 第2号 あっせん  【宿泊業、飲食サービス業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>未払残業代、休職期間中の所得減及び精神的苦痛に対する慰謝料の請求 〔休業手当〕〔賃金未払〕〔パワハラ・嫌がらせ〕</li> </ul>	労	5.1.10	不開始	-	-	-
				5.2.2				
		<p>〔未払残業代、パワハラ等による精神的苦痛によって勤務不能となったことによる経済的損失及び慰謝料の支払いを求めた事案〕 被申請者の意向を確認したところ、事実が異なっていることから、申請者が求める支払には応じられないとして参加を拒否したため、不開始となった。</p>						
4	令和5年 (個) 第3号 あっせん  【サービス業(他に分類されないもの)】	<ul style="list-style-type: none"> <li>訓戒処分の撤回 〔解雇以外の懲戒処分〕</li> </ul>	労	5.3.31	取下げ	-	22	堀 小松 川上(裕) 篠崎
				5.4.25				
		<p>〔懲戒処分の撤回を求めた事案〕 申請者は、処分理由及び処分手続に納得がいかず、処分の撤回を求めてあっせんを申請したが、あっせんの前に処分が撤回されたため、申請を取り下げた。</p>						
5	令和5年 (個) 第4号 あっせん  【生活関連サービス業、娯楽業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職の意思表示後の降格処分等の撤回 〔退職〕〔その他賃金〕</li> <li>勤務時間外の対応要求等をやめること 〔時間外労働〕〔パワハラ・嫌がらせ〕</li> </ul>	労	5.5.31	不開始	-	-	-
				5.6.23				
		<p>〔退職の意思表示後に降格処分や一方的な駐車場代の給与からの天引き等が行われたため、これらの行為を行わないよう求めた事案〕 職員調査中に、申請者が労働審判を申し立てたことが判明したため、不開始となった。 * 令和5年(個)第5号とあっせん申請者は異なるが、被申請者及び申立事項は同一</p>						
6	令和5年 (個) 第5号 あっせん  【生活関連サービス業、娯楽業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職の意思表示後の降格処分等の撤回 〔退職〕〔その他賃金〕</li> <li>勤務時間外の対応要求等をやめること 〔時間外労働〕〔パワハラ・嫌がらせ〕</li> </ul>	労	5.5.31	不開始	-	-	-
				5.6.23				
		<p>〔退職の意思表示後に降格処分や一方的な駐車場代の給与からの天引き等が行われたため、これらの行為を行わないよう求めた事案〕 職員調査中に、申請者が労働審判を申し立てたことが判明したため、不開始となった。 * 令和5年(個)第4号とあっせん申請者は異なるが、被申請者及び申立事項は同一</p>						

番号	事件番号 【業種】	あっせん事項	申請者	申請年月日	終結区分	あっせん回数	処理日数	あっせん員
				あっせん員 指名年月日				
7 8 9	令和5年 (個) 第6号 あっせん 【医療、福祉】	<ul style="list-style-type: none"> <li>未払となっている退職金及び賞与の請求 〔賃金未払〕〔その他労働条件等〕</li> <li>有給休暇未消化の状態における解雇に対する損害賠償の請求 〔年次有給休暇〕</li> </ul>	労	5.11.14	解決	1	21	堀 吉成 市川 篠崎
				5.12.6				
		<p>〔変更した就業規則の有効性について争われた事案〕</p> <p>あっせん員は、就業規則の変更に係る申請者への説明状況等を労使双方から聴取した結果、就業規則の変更手続きに疑義もあることから改正前の就業規則を前提に和解を勧め、解決金支払を内容とした協定書を締結することで労使双方が合意したため、本県紛争は解決した。</p> <p>* 3名の申請者からの申請</p>						
10	令和5年 (個) 第7号 あっせん 【製造業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>不当解雇に対する金銭的負担金の請求</li> </ul>	労	5.12.20	繰越し	-	-	-
		〔試用期間満了後に不採用とされたことに対する金銭解決を求めた事案〕						

※ 処理日数は、あっせん員を指名した日から終結日までの日数

### 3 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査

争議行為予告通知の取扱件数は、19件であり、全て中央労働委員会（以下「中労委」）の受付であった。

争議行為予告通知を受けたもののうち、本県に本社又は労働組合の本部を有する5件について実情調査を実施し、全て解決して終結した。

#### (1) 争議行為予告通知一覧表

番号	通知者	争議項目	受付 労委	受付年月日	備考
5-1	国鉄労働組合	2023. 4. 1 以降の賃金引上げ等	中労委	R 5. 2. 13	
5-2	全日本建設交運一般労働組合	2023 春闘(賃金の引き上げ等)及び夏季一時金闘争	中労委	R 5. 2. 16	
5-3	全日本建設交運一般労働組合全国鉄道本部	2023 年 4 月 1 日以降の賃金の引き上げ等	中労委	R 5. 2. 20	
5-4	日立物流労働組合	賃金引き上げ、一時金	中労委	R 5. 2. 22	
5-5	全日本地域医療機能推進機構病院労働組合	2023 年春闘要求(賃金引き上げ等)、感染症対策要求	中労委	R 5. 2. 24	
5-6	全国電力関連産業労働組合総連合	2023 春季生活闘争(賃金、賞与、労働協約改定等)	中労委	R 5. 2. 27	
5-7	情報産業労働組合連合会KDD I労働組合(KDD I株式会社)	2023 春闘要求(賃金の改善等)	中労委	R 5. 3. 2	
5-8	情報産業労働組合連合会KDD I労働組合(KDD Iエンジニアリング株式会社)	2023 春闘要求(賃金の改善等)	中労委	R 5. 3. 2	
5-9	エヌ・ティ・ティ労働組合	賃金改善等	中労委	R 5. 3. 2	
5-10	全日本運輸産業労働組合連合会	賃金引上げ、賃金制度の確立・改善の取り組み等	中労委	R 5. 3. 3	実情調査実施
5-11	国鉄千葉動力車労働組合	賃金引き上げ、ダイヤ改正に伴う労働条件悪化の阻止等	中労委	R 5. 3. 3	
5-12	日本私鉄労働組合総連合会	賃金、臨時給、産業別最低賃金引き上げ	中労委	R 5. 3. 6	実情調査実施
5-13	郵政産業労働者ユニオン	賃金の引上げ等	中労委	R 5. 3. 6	
5-14	全日本運輸産業労働組合連合会	一時金の要求、雇用対策と労働協約の取り組み等	中労委	R 5. 5. 26	実情調査実施
5-15	全日本地域医療機能推進機構病院労働組合	2023 年度賃金引上げ等の改善要求、2023 年秋闘中央要求等	中労委	R 5. 9. 22	
5-16	全日本建設交運一般労働組合	2023 年冬季(年末)一時金	中労委	R 5. 10. 12	
5-17	全日本運輸産業労働組合連合会	年末一時金、雇用対策等	中労委	R 5. 10. 24	実情調査実施
5-18	全日本国立医療労働組合	賃金・労働条件の改善(2023 年春闘及び 2023 年度秋闘要求)	中労委	R 5. 11. 6	
5-19	日本私鉄労働組合総連合会	23 秋闘労働協約闘争要求(勤務間インターバル制度の導入、60 歳以降の労働条件の改善)	中労委	R 5. 11. 14	実情調査実施

## (2) 労働争議実情調査一覧表

(公益事業)

番号	事件名	業種	従業員数	組合員数	交渉事項	調査開始日	争議行為有無	最終交渉日	調査終結日	終結事由
5-1	栃南通運(株)	道路貨物運送業	100	60	ベースアップ等	R 5. 3. 17	無	R 5. 3. 23	R 5. 3. 28	解決
5-2	栃木県北通運(株)	道路貨物運送業	120	80	ベースアップ等	R 5. 3. 17	無	R 5. 3. 11	R 5. 3. 17	解決
5-3	関東自動車(株)	道路旅客運送業	700	480	ベースアップ等	R 5. 3. 17	無	R 5. 3. 23	R 5. 3. 28	解決
5-4	栃木県北通運(株)	道路貨物運送業	122	88	夏季一時金等	R 5. 6. 1	無	R 5. 6. 2	R 5. 6. 5	解決
5-5	芳賀通運(株)	道路貨物運送業	290	70	夏季一時金等	R 5. 6. 1	無	R 5. 6. 30	R 5. 7. 4	解決
5-6	栃南通運(株)	道路貨物運送業	101	60	冬季一時金等	R 5. 10. 30	無	R 5. 11. 16	R 5. 11. 20	解決
5-7	栃木県北通運(株)	道路貨物運送業	122	88	冬季一時金等	R 5. 10. 30	無	R 5. 11. 11	R 5. 11. 20	解決
5-8	芳賀通運(株)	道路貨物運送業	290	70	冬季一時金等	R 5. 10. 30	無	R 5. 11. 2	R 5. 11. 15	解決
5-9	関東自動車(株)	道路旅客運送業	850	462	勤務間インターバル制度等導入等の労働条件	R 5. 11. 24	無	R 5. 12. 4	R 5. 12. 4	解決
5-10	東武バス日光(株)	道路旅客運送業	43	38	勤務間インターバル制度等導入等の労働条件	R 5. 11. 24	無	R 5. 11. 22	R 5. 11. 28	解決

## 第6章 労働相談

### 1 労働相談

相談件数は、143件（労働者から133件、使用者から10件）であった。

内容別件数は、193件で、そのうち183件が労働者からの相談であった。

相談内容は、「パワハラ・嫌がらせ」に関するものが44件と最も多く、次いで「退職」、「賃金未払い」、「労働保険」、「労働契約」に関するものの順であった。

（労働相談の状況）

区分		年・相談者別		元計	2計	3計	4計	5			備考
		元計	2計					3計	4計	5計	
相談実件数		103	124	85	106	133	10	143			
相談内容別	経営又は人事	①整理解雇		6		3					
		②普通解雇	9	13	4	9	6		6		
		③退職強要	1	2	2	4	1		1		
		④契約更新拒否、雇止め	2	6	3	2	5		5		
		⑤配置転換、出向・転籍	2	3		3	5		5		
		⑥復職	3		3	1					
		⑦懲戒解雇	2								
		⑧解雇以外の懲戒処分	4				5		5		
		⑨退職	13	16	10	11	13		13	件数2位	
		⑩勤務延長、再雇用	5				1		1		
		⑪その他経営又は人事	5	4	5	2	6		6		
	小計		46	50	27	35	42		42		
	賃金等		⑫賃金未払い	6	10	10	9	13		13	件数2位
			⑬賃金増額			1		1		1	
			⑭賃金減額	2		2		2		2	
			⑮一時金	1	2		1	1		1	
			⑯退職一時金	1	2		1	1		1	
			⑰解雇手当	2		1		1		1	
			⑱休業手当		4			1		1	
			⑲諸手当	3	4	1	1	2		2	
			⑳その他賃金	3	2		4	3	2	5	
			㉑年金								
	小計		18	24	15	16	25	2	27		
	労働条件等		㉒労働契約	7	7	3	6	11		11	件数5位
		㉓労働時間	7	2	2	2	7		7		
		㉔休日・休暇	1	3	2	1	1		1		



区分		年・相談者別	元	2	3	4	5		備考	
			計	計	計	計	労	使		計
相談内容別	労働条件等	㉕年次有給休暇	3	7	3	3	9		9	
		㉖育児休業・介護休業					1		1	
		㉗時間外労働	3			1	2		2	
		㉘安全・衛生	1	2	3	2	2	1	3	
		㉙福利厚生制度	1							
		㉚社会保険	1	3	1	1	5		5	
		㉛労働保険	1	3	3	3	12	1	13	件数2位
		㉜その他の労働条件等	3	4	7	3	4	1	5	
	小計	28	31	24	22	54	3	57		
	職場の人間関係	㉝セクハラ	3		1	3	4		4	
		㉞パワハラ・嫌がらせ	29	27	22	34	42	2	44	件数1位
		小計	32	27	23	37	46	2	48	
		㉟その他	28	35	22	32	16	3	19	
相談内容別件数合計			152	167	111	142	183	10	193	

※ 「㉟その他」は、パワハラ等以外の職場の人間関係、あっせん等の制度関係、請負・業務委託等

## 2 労働相談会

全国の労働委員会は、個別労働関係紛争処理制度の利用拡大のため、10月に周知・広報活動等を行っており、栃木県労働委員会では、専門的知識を有する労働委員会委員による労働相談会を実施した。

なお、両会場において、日本司法支援センター法テラス栃木と合同で開催し、全て対面方式で実施した。

(大田原会場)

日時 令和5年10月1日(日) 11:00~17:00

場所 トコトコ大田原(3階視聴覚室)

結果 相談件数 9件(県労働委員会6件、法テラス栃木3件)

相談内容 パワハラ・嫌がらせ、セクハラ、退職、労働契約、有給休暇、労働保険、その他労働条件等に関するもの

(宇都宮会場)

日時 令和5年10月14日(土) 13:00~19:00

場所 イトーヨーカドー宇都宮店(2階宇大側エレベーター前)

結果 相談件数 5件(県労働委員会2件、法テラス栃木3件)

相談内容 パワハラ・嫌がらせに関するもの

---

発行年月

令和6(2024)年3月

編集発行者

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県労働委員会事務局

TEL 028-623-3337 FAX 028-623-3338

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k04/work/koyou/roudouinkai/gaiyou.html>

---